

地方財政格差の是正¹

法人事業税改革からの地方税収の偏在性の解消

中央大学 横山彰研究会 産業分科会

蒲谷優紀 村田創

2010年12月

¹本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、横山彰教授（中央大学総合政策学部）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

地方財政格差の是正

法人事業税改革からの地方税収の偏在性の解消

2010年12月

要約

本稿では、地方財政の税収の偏在性を解消することに問題意識を置き、新しい法人事業税制度の提案を行う。

序章、はじめには、テーマ選定の理由を、これまでの私たちの問題意識、テーマの変遷を通して説明する。第 1 章以降の本文中でも用いる分析等の背景となる情報もここで説明する。

第 1 章価値提示では、私たちの本稿における政策目標を明らかにすることで、価値観を示し、以降の章における現状把握や問題意識の形成につなげる。そして私たちの価値観としての政策目標は、地方財政格差の是正である。地域による主要産業の違いが、地方財政に関係して格差を引き起こしている現状を解決すべき問題であると考えた。ここでは特に経済の規模による地方財政の偏在性よりも、現行の税制度が原因で起こる税の偏在性を政策対象としている。

第 2 章地域産業と地方財政では、第 1 章で注目した地方税制度の確認、中でも地域産業と地方財政を直接的につなぐ役割として法人に課される税を見たのち、法人事業税の製造業に対する分割基準に問題意識を置き、第 3 章へとつながる。

第 3 章法人事業税の分割基準ではその問題意識を深く考察し、現行の分割基準の問題点を、従業者数は製造業の生産の特徴を考えると適切でないということとし、政策提言の材料とする。

第 4 章政策提言では、法人事業税分割基準の変更という制度改革を提案し、内容は次のとおりである。「管理部門と生産部門を固定割合で分割し他のち、管理部門は従業者数、生産部門は生産高に応じて分割」する。この政策提言に対して、地方税収の偏在性は解決されるのか、そしてそれが地域経済に有効か、という分析を行ったのち、政策提言の課題を確認して本稿は終了となる。

目次

はじめに

第 1 章 価値提示

- はじめに
- 第1節 地方財政の格差
- 第2節 経済と財政
- 第3節 商業販売額と製造出荷額
おわりに

第 2 章 地域産業と地方財政

- はじめに
- 第1節 地方税制度
- 第2節 法人に課される税
 - 第1項 法人税
 - 第2項 法人事業税
 - 第3項 法人住民税
 - 第4項 固定資産税
 - 第5項 都市計画税・事業所税
- おわりに

第 3 章 法人事業税の分割基準

- はじめに
- 第1節 製造業における従業者あたりの生産性
- 第2節 本社と工場の関係
おわりに

第 4 章 政策提言

- はじめに
- 第1節 政策提言の狙い
- 第2節 政策提言：法人事業税分割基準の変更
- 第3節 政策提言の効果
 - 第1項 本社と工場の立地状況から
 - 第2項 都道府県別一人当たり製造出荷額から
- 第4節 政策提言の課題
おわりに

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

ここでは、私たちが本稿のテーマである「地方財政格差」を、数ある社会問題の中から政策対象として選択した理由、またここに至るまでの背景知識を述べたいと思う。第 1 章からでは触れないこともここで説明して、出来るだけスマートな本文としたいと思う。

私たちの扱ってきたテーマを軸に、問題意識の変遷を説明する。流れとしては、流通政策、そして地域間役割分担と地方財政の関係性を考えた末、現在の地方財政格差というようにテーマは変わってきた。テーマの移り変わりはあったが、各段階に共通して言える考え方としては、常に格差に注目し、比較劣位にある地域や産業、立場に注目していたことである。

当初から地域活性化という政策目標を持ちテーマを扱っていたのだが、まず生産、卸売、小売という流通段階での取引制度に問題意識が置かれた。そこから生産段階に取引交渉権の不利があり、それが地域経済の中で作用して地域間格差を引き起こしているのではないかという仮説をたて、検証していった。流通段階での取引交渉権の格差の原因としては、グローバル化によって海外産の安価な商品が増加したこと、加えて 80 年代後半からの円高によって国産商品が相対的に高価になったことなどを取り扱った。ここでは生産段階に価格破壊による価格転嫁のシワ寄せが集中していることを解決しようと考え、新たな取引制度の設定という全国的な流通政策を目指した。卸売業者を中心とした流通の分析を行い、生産、卸売、小売の各段階に平等に利益が回るような制度を志向した。そのようなテーマから地域活性化を目指した時に、それを測る指標の一つとして財政力指数に注目した。

その後、産業と地域の関わりを見ていくために、地域活性化や中小企業に関連した文献にあたっていたところで、園部哲史・大塚啓二郎(2004)『産業発展のルーツと戦略—日中台の経験に学ぶ—』を参考に、集積の経済とプロダクトサイクル論という 2 つの論に注目した。集積の経済を以て地域経済の発展を分析し、プロダクトサイクル論によって日本産業の空洞化のメカニズムを理解した。ここでは財政力指数と産業別のデータを分析することで地方財政に影響する要素(業種、消費、人口など)は何かを探りつつ、集積の経済という観点から都市化と地域特化という 2 つの地域の成長の形¹を実際の都道府県に当てはめることで、問題意識を現実社会に落とし込むことをした。その分析内容の一例としては、以下の表 1 と図 1、図 2、図 3 に示す。ここで得られた考察としては、表 1 からは地方財政に影響する要因は製造業出荷額ではなく商業販売額であり、商業発展が実現している地域には豊かな地方財政も存在しているということ。そして財政力指数と都市化、地域特化の両成長率を見たグラフからは、都市化の成長をしている都道府県では高い財政力指数が見られ、地域特化の成長をしている都道府県では、財政力指数は関東圏などの例外もあるが概ね財政力指数は低いということである。

¹大塚章弘(2010)「産業集積の経済効果(1)～産業集積とは何か～」エネルギー地域経済レポート No.431 を、私たちが解釈したときに、製造業成長率を地域特化の成長、非製造業成長率を都市化の成長として扱うこととした。ここでの「都市」という言葉は必ずしも実際の都市を指すものではない。

表 1 「財政力指数との相関分析」

| | | | |
|---|----|--------------------|--------|
| 1 | 07 | 県内総生産 | 0.7605 |
| 2 | 07 | 製造品出荷額（一事業所当たり） | 0.0855 |
| 3 | 06 | 商業年間商品販売額（一事業所当たり） | 0.6585 |

資料：総務省統計局社会人口統計体系社会生活統計資料
- 都道府県の指標 - 2010 より筆者が Excel で決定係数を計算のち作成

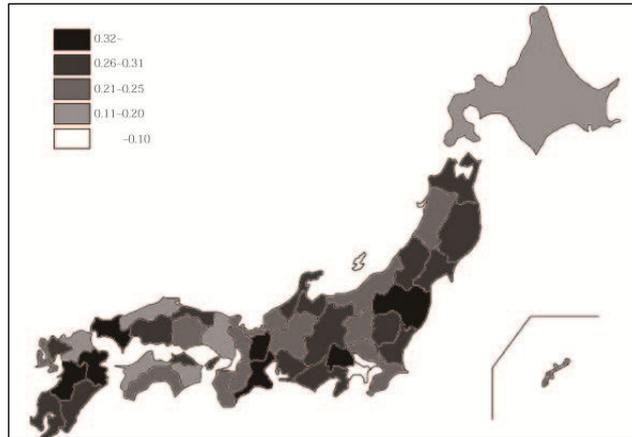


図 1 「製造業成長率（1981－2005）」

資料：中国電力株エネルギー総合研究所
エネルギー地域経済レポート No,432 2010 年 7 月より筆者作成

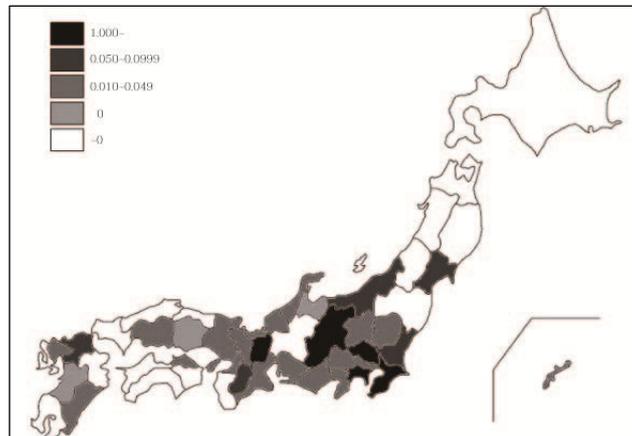


図 2 「非製造業成長率（1981－2005）」

資料：中国電力株エネルギー総合研究所
エネルギー地域経済レポート No,432 2010 年 7 月より筆者作成

「財政力指数（2005）」

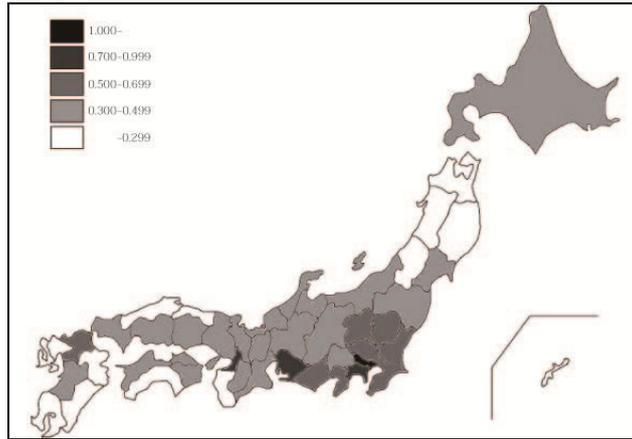


図 3 「財政力指数 (2005)」

資料：総務省統計局社会人口統計体系社会生活統計資料
- 都道府県の指標 - 2010 より筆者作成

以上の分析を行った結果、都道府県をまたいだより大きな地域単位での役割分担が成立しているという見解に至った。というのは、消費やそれを支える流通としての商業を主な役割とする県が近隣にある別の県は、製造業を分担し、また別の県が農林水産業を分担するといった具合である。このような都道府県をまたいだ役割分担を考える中で、九州地方を見ることで、全体的な現状把握としようと考えた。グラフにあるように、福岡県では地方財政の豊かさと製造業以外の産業の成長も見て取れる一方で、隣の大分県では製造業成長率が日本有数のものを持っているのに対し非製造業成長率、財政力指数ともに低い水準である。これの具体的な分析の一つとして、小売吸引力¹というデータを用いた。それを九州全体でみたものが表 2 である。これをもって、九州地方全体での役割分担の存在を示す一例とする。

表 2 「九州地方内の小売吸引力」

| H19 | 小売吸引力指数 |
|-----|---------|
| 福岡 | 1.07221 |
| 佐賀 | 0.94846 |
| 長崎 | 0.94259 |
| 熊本 | 0.95294 |
| 大分 | 0.99982 |
| 宮崎 | 0.98956 |
| 鹿児島 | 0.92361 |

資料：九州経済産業局 商業統計より筆者計算のち作成

このような役割分担を近隣の地域がこなすことで、各都道府県は共生して発展をすることができる。そういった社会を前提とすると、各都道府県に主要産業というものがあり、それは都道府県をまたいだ規模において必要不可欠であり、そういった産業があるにもかかわらず、その産業が所在する都道府県の地方財政が良いとは限らない点等を考えた際に、地方財

¹小売吸引力=県人口一人当たりの小売販売額÷九州人口一人当たりの小売販売額
本来の小売吸引力の定義は静岡県沼津市 HP より
市内小売店の市民 1 人当たりへの年間販売額÷県内小売店の県民 1 人当たりへの年間販売額であるが、本稿に合うように編集した式で計算

政の制度的問題に注目し、地域経済と対応した地方財政であるべきという問題意識を持つに至った。

本稿の内容では地方財政格差というよりもう一段階踏み込んで地方財政間の税収入の偏在性ということを扱っている。テーマ選定の過程をまとめると、まず産業と地域活性化を考えた時に、地域間で格差が生じているという事実を把握した。その上でその格差の起きている分野が取引交渉権という産業的なことから、財政力へと移り、その原因として産業を置いた。その後格差は地方財政で見えるのだが、産業発展という点での格差は一概にあるとは言えず、地域産業間の格差は役割の違いであるとする。そして制度的な問題により、経済は財政に適切に反映されていないと考えた。そこで適切に地域経済を地方財政に投影するべきだと考え、現在の地方税制度というテーマに至った。

本稿においてはまず地方財政と地域経済の繋がりを分析している。そこで用いているのは主に相関分析を用いている。財政と経済は相互関係にあることから、どちらに因果関係があるのかという追及は行わず、問題意識に繋がる仮定を定める目的で行っている。本稿では産業を主に製造業に焦点を絞り、論を展開する。政策提言では製造業の中でも管理部門と生産部門に分けて政策を提案する。

現在日本企業が海外に生産工場を移転している点や海外の安い製品が日本の市場で多く取り扱われるようになり、日本全体として製造業は苦しい時代にあると言える。製造業は他の産業に比べグローバル化の影響を強く受けているという印象を私たちは持っている。その点は上述した R, Vernon(1966)によるプロダクトサイクル論で説明できる。

段階の呼称は様々あるのだが、製品¹が市場に導入されてから社会全体に普及していく過程を分解したもので、ここでは参考にした園部・大塚(2004)『産業発展のルーツと戦略—日中台の経験に学ぶ—』に従い「新製品の開発」、「標準化」、「成熟化」というライフサイクルを辿るとして置く。まず新製品開発段階で新しい製品分野が生まれる。その特徴については園部・大塚(2004)により簡潔にまとめられていたので引用する。「この段階では試行錯誤によって製造方法の開発が行われており、手作業的な試作品の生産を通じて製品自体や生産方法に無数の改善が加えられる。そのため、研究者や異なる技能を有した熟練工を中心とする柔軟な生産システムが要求される。」では標準化の段階ではどのような特徴があるのか。まず諸々の研究や思考錯誤が収束し、開発の余地が狭まることで生産が標準的なものになる。新たに工夫をする必要性も少なくなり最適な素材や部品が確定されてくると同時に、機械化が進行する。そして生産工程が分解され単純作業の連続になるため比較的熟練度の低い人材でも生産が可能になってくる。それによって製品は安価になり国際的にも需要が増大する。そういった状況の中で、更なる低コストを志向し、生産拠点の中進国移転が起こる。その延長線上に成熟化の段階がある。この段階は、ほぼ標準化と同じ特徴の強弱でありその区別はここではそれほど重要ではないのだが、ここではコストの削減が最重要となり、労働力の非熟練化が一層進む。そして生産拠点は途上国へと移っていく。これがプロダクトサイクル論の概略である。この中で重視すべき点は、生産拠点の立地であると私たちは考える。製品は時間を経て一定の需要を得ると供給の効率化を図り、低コスト化を追求しあらゆる資源²を安価でありなおかつ同質の効果をもたらすものに替えようとする。特に土地と労働力に関して、この行動をグローバル化社会の中でとらえると、結果として産業空洞化という問題にたどりつく。新製品の開発が行われるのはアメリカや日本と言った先進国であり、その理由としては「最先端」への需要や、高い所得水準、試行錯誤や研究開発のための多様な技

¹ プロダクトサイクル論で言う「製品」が指すのは製品分野であり企業による特定の商品であり、つまり日本標準産業分類でいうところの製造業を意味している。

² ここで資源とは製品の素材や部品はもちろんのこと、熟練度など能力の価値を加味した労働力、そして生産の根本的な資本となる土地を指す。

術と学問の必要があげられる。このように先進国は新製品開発の可能性は充分あるわけだが、一方で高いコストという大きな問題がある。そこで中進国や発展途上国へ生産が移るのは必然的なことである。

ここで言う商品は時間の経過とともに変化し、またその商品が今どの「段階」にいるのかも時代によって変わる。現在日本の製造業における最大の産業として車産業が考えられるが、技術発達の中で必ずしも日本国内で生産せずに、「成熟化」として安い労働賃金の国で高品質の製品が大量に生産できる日も来ると考えられる。このように考えると製造業という産業は非常に変化性があり、国内における経済も大きく影響を受けると予想される。そのため製造業をめぐる税制度は今後頻繁に改正される可能性もあると私たちは考えた。

常にその時代の経済に適した税制度の構築が必要であるという私たちの価値観を踏まえた上で、内容に入る。

第1章 価値提示

はじめに

地方財政の偏在性の問題は同時に地方財政の悪化、国の財政赤字の拡大の問題を考慮すべきものである。現在、地方の財政格差を是正する措置として国による地方交付税交付金や地方法人特別税があげられるが、不足分の補完機能としての調整でしかなく、地方法人特別税は人口と従業者数を基準に分配されることから規模の大きい北海道や人口の多い関東地方に多く分配され、根本の問題解決にはなっていない。本章では国による調整に頼らず、できるだけ地域の偏在性を解消し、国の調整機能をなしで地方財政の均衡がとれる税制度を設定することを理想としている。本稿ではその一歩として、現行の税制度自身が生み出している地方財政の偏在性を対象とし、分析を行い、政策提言をする。

本章ではまず地方財政の格差を確認し、地域を支える地域経済と地方財政の繋がりを確認する。

第1節 地方財政の格差

現在地方財政は、三位一体改革による 2006 年の財政移譲があってもなお殆ど全てが自主財源では賄いきれない運営をしている。そこで現在は国による地方交付税交付金という形で地方間の格差を是正する処置がなされている。また暫定処置として地方法人特別税という税が新たに 2007 年より地方財政の偏在の是正という目的で設置されている。しかしこれらの地方間格差是正を目的とした地方税制度というのは、財政が豊かな都市からの税収を財政力の乏しい地域に再分配するという処置であるが、現在都道府県単位で見た時に支出額に対してその地域内の自主財源で賄っている都道府県は東京を除いてほぼ無い。それを示す数値として財政力指数がある。地方財政収入額を地方財政の需要額で割ったもので、各年の特殊な事情による影響を小さくするため、過去 3 年間の平均値を用いるのが一般的である。算出は次式によってなされる。

$$\begin{aligned} \text{財政力指数} = & 1/3 \times (\text{当該年度の基準財政収入額} \div \text{当該年度の基準財政需要額}) \\ & + (\text{前年度の基準財政収入額} \div \text{前年度の基準財政需要額}) \\ & + (\text{前々年度の基準財政収入額} \div \text{前々年度の基準財政需要額}) \end{aligned}$$

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な税収入額} + \text{特例交付金の一定割合} + \text{地方譲与税}$$

この数値が1に近く、また超えている地方財政は余裕のある財政ということになり、1を超える自治体は地方交付税を受けない。現状では財政力指数が1を超える都道府県は2007年度時点で東京都の1.319と愛知県のみ¹であった。そのデータは図4に示す通りである。そして市区町村といった団体で見ると2008年度時点で全国1800団体中179団体²という結果が出ている。財政力指数は地方交付税交付金の基準として用いられている事は確認したが、地方交付税の算出方法は基準財政需要額－基準財政収入額で算出され、地域の不足分が国によって補完される形になっている。しかし中央財政の財政赤字等を踏まえるとこのような方法は再分配としての役割は果たしておらず、国の借金をより深刻にさせるにすぎない税制度であると私たちは考える。つまり格差の是正と不足部分の補完は全くの別問題である。この点を押さえたうえで本稿における価値提示を行う。

本稿による最大の目的は地方税の偏在性の是正である。しかし上述した補完機能としての是正や東京の財政収入を大きく削り、他の地域に還元するような再分配政策は本稿における分析対象には適切ではないと考える。今回の私たちの政策における狙いは、経済に基づいた財政を再検討したうえで、正しく税徴収がなされているかという点に焦点を絞り、現在、制度的に生み出されている地方税の偏在性の解消を政策対象とする。

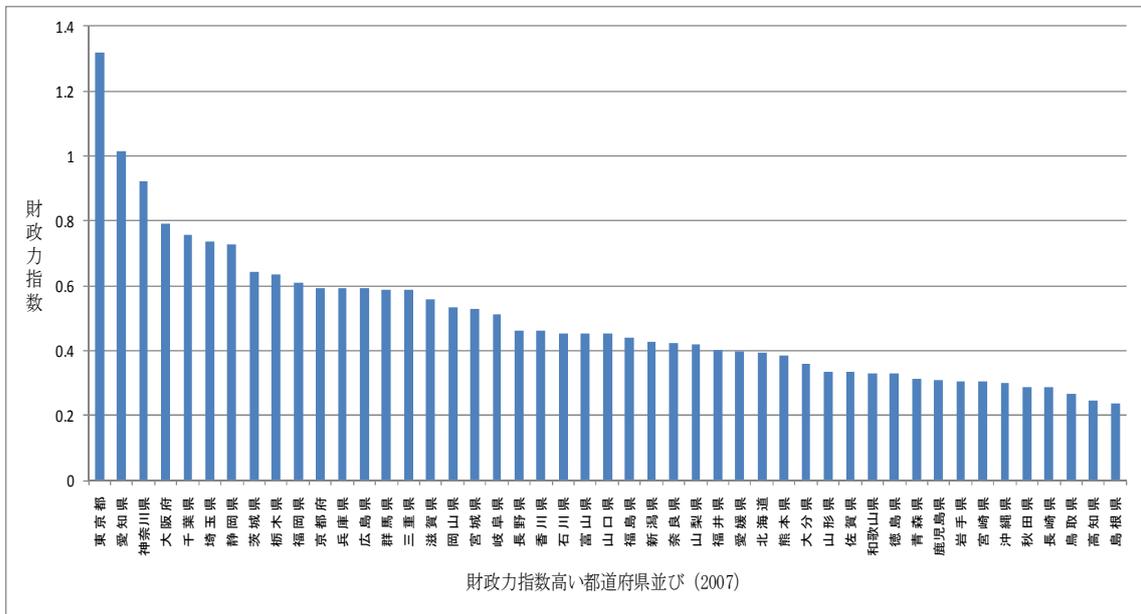


図4 「財政力指数 47 都道府県～地方財政の偏在性～」

資料：総務省統計局社会人口統計体系社会生活統計資料
- 都道府県の指標 - 2010 より筆者作成

第2節 経済と財政

地方財政はその土地に住む住民や立地する企業による税徴収において成り立っている。そのため人口の規模や企業の集積の規模によって大きく地方財政は左右される。それを踏まえたうえで地域経済と地方財政の関係性を確認する分析を行った。

¹統計局による「社会生活統計指標 -都道府県の指標-2010」による

²総務省による決算カードを基に作成された「自治体ランキング」による

まず 1 点目の分析は事業の規模の大きさと地方財政の関係性を確認する目的で、様々な産業の事業所数と財政力指数の相関関係を算出した。ここで上述した財政力指数を用いる理由は、地方交付税交付金など国による調整以前の各地方の財政力を分析対象とするためである。またここでは都道府県単位で分析を行った。

2007 年の都道府県別事業所数と 2007 年の都道府県別財政力指数の相関関係は、決定係数は 0.744 であり経済の規模は大きく財政に影響することが分かる。しかし農林漁業事業所数や鉱業事業所数、電気ガス熱水道事業所数、公務事業所数と財政力指数の相関関係¹は極めて低い結果が出た。一方製造業事業所数や商業²事業所数はそれぞれ決定係数が 0.7498 と 0.7298 で他の産業より強い関係性があることが分かった。そこで本稿では産業は商業と製造業に注目し、財政に関しては上記と同様の理由で財政力指数を用いて分析を行う。

第3節 商業販売額と製造業出荷額

地域経済と地方財政の関係性が強い製造業と商業に産業を絞り分析を行う。ここでは 1 事業所当たりの製造業出荷額と 1 事業所当たりの商業販売額に注目して財政力指数との関係を確認する。ここでも同様に財政力指数との相関関係を分析とした結果、商業販売額と財政力指数との関係性は強く見られ、製造業出荷額と財政力指数との関係性はほぼ無いことが分かった。それぞれの決定係数は以下の通りである。

2007 年の都道府県別財政力指数と 2007 年商業販売額（1 事業所当たり）：

決定係数=0.6585

2007 年の都道府県別財政力指数と 2007 年製造業出荷額（1 事業所当たり）：

決定係数=0.0855

47 都道府県という少ない標本数であるため東京などひとつのデータに左右されるということも考えられるため、東京を除いた道府県のデータのみで同じ分析を行った結果、ポイント数に変化はもちろんあったが、製造業出荷額と財政力指数の関係性は薄く、一方で商業販売額との関係性は認められた³。

ここで商業販売額と財政力指数に關係性があることの推測される要因は以下の通りだと私たちは考える。商業販売額の示すものとして、その地域の消費人口が多いことであると私たちは推測を立てた。ここで同様に 1 事業所当たりの商業販売額と全人口に対する県人口の割合の相関関係を算出した結果、決定係数が 0.663 であることから商業の販売額が高い事は人口が多い事も示していることが分かる。ここではどちらに因果関係があるという事までは触れないが、人口の多い地域に商業は展開すると考える事の方が自然だと言える。底ことから商業の販売額が多い地域は人口も多く、地方税収の約 30%を占める個人住民税等の面から財政につながる要因があると言える。

¹総務省統計局社会人口統計体系社会生活統計資料 - 都道府県の指標 - 2010 より取引制度班が Excel で相関関係を計算のち作成。以下同様

財政力指数と農林漁業事業所数の相関関係 決定係数=0.0035

財政力指数と鉱業事業所数の相関関係 決定係数=0.0111

財政力指数と電気ガス熱水道事業所数の相関関係 決定係数=0.3055

財政力指数と公務事業所数の相関関係 決定係数=0.2738

² 商業は卸売業と小売業を示す。

³ 道府県データによる決定係数：商業販売額 決定係数=0.5661 製造業出荷額 決定係数=0.238

一方で製造業出荷額が地方財政に全く繋がっていないという点に関して私たちは強い疑問を感じた。この現状を私たちは問題と捉え、現行の地方税制度を再検討する必要があるとした。

おわりに

本章では、まず日本全国で見たときに大きな地方財政格差が生じていることを明らかにした。財政力指数を用いて表した全国 47 都道府県の格差は、図 4 に記した通りで、数値にするならば 1.082 と、大きいものであるとわかる。これを踏まえ、地方財政と影響しあう地域経済に注目することで格差を生んでいる、ひとつの要因を製造業と地方財政に求めた。

そして商業と比較することで、製造業と地方財政の繋がりの無さを、具体的要因とともに明らかにした。商業は、人口と比例するものであり、さらに人口が地方税収の 30% を占める個人住民税などの面から財政に強く関係してくる。このことから商業販売額が地方財政と関係していることが分かった。その一方、産業の規模としては決して商業に劣らない製造業が何故地方財政の向上につながらないのか、という点に疑問を抱いた。そして製造業の地方財政との関係性を明らかにするため、次章では地方税制度に注目し、地域経済と地方財政の関係性を分析する。

第 2 章 地域産業と地方財政

はじめに

地方財政の税収の偏在性を解消することを私たちの本稿における政策目標に置き、これを考察したところ、都道府県の主要な産業と、地方財政に関係性が見られた。そこで商業が地方財政の向上につながる原因を明らかにして、一方その産業規模にも関わらず地方財政に繋がらない製造業へ注目するため、本章では税制度と産業を関連させて考える。地方財政との関係の中でとらえるため地方税制度を、産業と地方財政の関連を明らかにするため法人に課される税を、それぞれ確認した結果、法人事業税という都道府県普通税に問題意識を置いた。

第 1 節 地方税制度

地方財政とは、都道府県、市町村が個別に有する財政であり、その向上こそが地域の活性化であると私たちは考えた。これは前章にて述べたとおりである。そしてそれは産業と対応して成長すべきという本稿における目標は第 2 章で述べたとおりである。では地方財政の向上に影響する要因を概観する。地方財政の構成要素としての歳入と歳出を見たときに、ここでは歳入を重視する。なぜなら、歳出は住民の需要に合わせて変化する不安定なものであり、その状況次第で最適な方法を探るべきである。一方歳入は制度的に徴収または支給されるものという要素が強く、地域活性化を達成するための影響力としては大きいと考えられる。

次に歳入の構成要素としては、税収入、地方交付税収入、地方債収入が構成要素としては大きい¹。その中でも税収入を取り上げて現状把握を行い、地域活性化への手がかりとする。これは産業と地方財政のつながりを考えたときに最も直接的なつながりを持つ歳入源であると考えたからである。

という流れで産業と地方財政のつながりに注目して、地域活性化のための政策提言を行うために、地方税制度を注目する。

日本の税制度を、6 種類に分けて考える。課税対象による 3 分類、国税、道府県税、市町村税である。そして課税目的の有無によりそれぞれ 2 分類、普通税、目的税に分ける。道府県税と市町村税に属する 4 種類の税が地方税と呼ばれるものである。それぞれの税についての説明は、次節、法人に課される税を見ていく中で加えていく。

¹ 総務省「平成 22 年度版地方財政白書」を参考。

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/22data/mokuji.html

第2節 法人に課される税

次に法人に課される税を確認し、産業と地方財政を直接的につなぐものを明らかにしていく。法人に課される税は次の6種類である。法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、事業所税である。この中で税制度として本稿における私たちの目標に適した要因は何なのかを探った結果、法人事業税が産業と地方財政をつなぐ重要な要素であるという考えに至った。以下でそれぞれ確認し考察していく。

第1項 法人税

まず法人税だが、これは前節での分類で言うならば国税、普通税である。ここで国税の説明しておく。国税は日本全国共通で適用、徴税される税で、直接か間接かは問わず国の財政に納められるものである。

そもそも租税の意義、もしくは根拠の確認をする。国税庁によると利益説、義務説、そして会費説がある。以前有力であったものが利益説であり、日本で何らかの経済活動をした際に得られる利益への応益負担とする税である。しかしこれは徴収した税の実態と著しく差があるとして非難された。次に義務説というのは国家の目的のために、国は当然課税権を有するというものであるが、これも権威主義的な国家思想に結びつくものとして非難の対象になった。この利益説と義務説に対して現在有力なのは会費説である。日本で活動ができる環境を整備するために、納税者の担税力に応じて徴収される一種の会費としての意義があるという見方である。

ここで、国税は統一的な制度のもと徴収される税であるということから、歳入という役割の上で地方財政への影響力は大きくなく、地方財政に注目している本稿では扱う意義に欠けるといえる。その中で法人税は、法人の利益、所得に対して課される、法人にとっての所得税ともいえる税である。課税対象としては普通法人、共同組合等、公益法人等、人格のない社団等、とされている¹。法人税制度のまとめとしては、日本全国の法人に共通して、日本で活動をするための環境整備費として所得に課される税とすることができる。そのうえで法人税は、国税であり全国に一定の制度で適用されるため、本稿では扱わない。

第2項 法人事業税

次に法人事業税とは、道府県に納税される普通税である²。その意義は地域で法人が何らかの活動をする際に受ける公共サービスに対する応益負担ということである。この税は道府県税収の約21%を占めるもので税額としては29729億円³、地方財政に対する影響力は大きい。内容をみると納税者は道府県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人、納税先は事業所の所在する道府県、課税対象は法人税と同じく法人の所得とされている。これがこの税の概要であるが、地方税としての法人事業税には、分割基準が大きな役割を果たす。分割基準とは、複数の事業所を、異なる都道府県に持つ企業の法人事業税の納税を決める基準である。複数の事業所を持つ企業の所得は、法人全体で計算される。しかしこの法人

¹ 国税庁 <http://www.nta.go.jp/ntc/kouhon/nyuumon/mokuji.htm> 「税法入門」による

² ここからが地方税に対する説明、考察だが、地方税とは自治体ごとに設定される税であり、その設定をする課税主体ももちろん各自治体である。そのため自治体ごとに税制にも違いがあるのではないかという疑いもあるが、ここでは一般的な税制であることを確認したうえで考えている。その上ここであげられる税は総務省による地方税体系で記されている税であるため、税率など細部での差はあれどもその役割、意義については概ね同じだと認識している。

³ 総務省「地方税収等の状況>平成22年度地方財政計画額」による

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran02.html

事業税は道府県税であるため、また応益負担であることから事業所の立地する地域への納税が必要である。そこで各事業所がどれだけの納税をするか、言い換えれば各道府県にどれだけの納税がされるかをこの分割基準で決定する。そして業種ごとに利益の生まれ方というのは異なるため、様々な分割基準が設定されている。それが表 3 である。

表 3 「法人事業税分割基準」

| 業種 | 分割基準 |
|-----------|--|
| 電気供給業 | 4 分の 3 を発電所用の固定資産の価額 4 分の 1 を事務所等の固定資産の価額 |
| ガス供給業・倉庫業 | 事務所等の固定資産の価額 |
| 鉄道・軌道事業 | 軌道の延長キロメートル数 |
| 製造業 | 従業者数 ※資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は、5 割増として計算する。 |
| その他の事業 | 2 分の 1 を事務所等の数 2 分の 1 を従業者数 |

業種別分割基準一覧

資料：大分県ホームページを参考に筆者作成

このような分割基準がとられている。問題意識では製造業の分割基準である「従業者数」という部分に注目していく。

第3項 法人住民税

次に法人住民税をみていく。法人住民税は、法人事業税と同じ道府県普通税であるが、決定的な差としては課税対象と、その税収入額である。まず課税対象は法人税額であり、法人税納税額に対して課税される。つまりその法人の活動の規模に応じて、法人に対して住民税を徴収しているという意味の税だと考えられる。そしてその税収入額は、全国合計で比べると法人事業税の52,026億円に対し、法人住民税は1,466億円というように、地域への影響力にも欠けると言える。逆に規則的な税収源という意味では重要な役割を果たしているとも言えるが、ここでは扱わないこととする。

第4項 固定資産税

そして固定資産税は、市町村普通税であり、その影響力として税額を以て測るとすると、これは22年度計画額で市町村税収の半分以上を占めるもので、税額にして89,033億円である¹。しかし、これも本稿では扱わないこととしているのだが、その理由としては固定資産税の課税対象が固定資産であるために、その額の変動は少ないということである。法人住民税と同様の理由により、重要な役割を持つ税だが、本稿では扱わないこととする。

第5項 都市計画税・事業所税

都市計画税と事業所税は、どちらも市町村目的税である。目的税というのは前述の通り何

¹ 総務省「地方税収等の状況」による

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran02.html

らかの使用目的のために課される税であり、特定の経費に充てられるため、地方財政の向上にはつながらないと考えられる。しかしここでは内容にも触れておく。都市計画税とは、都市整備に充てられるために設立された税で、土地と家屋に対して課される。そのため課税対象が多く、税額は12,344億円と大きい。法人住民税や固定資産税と同じく額の変動の少なさからも、本稿では扱わない。次に事業所税とは、こちらも都市環境の整備、改善のための公共事業に充てられる目的税である。こちらは一定以上規模の床面積を持つ事業所等をもつ企業にのみ課されるもので、税額も少なく、本稿においては扱う意義に欠ける。

おわりに

第2章のまとめとしては、地方税制度の中でも、法人によって支払われる6種類の税を考察した結果、中でも法人事業税が地方財政と産業をつなぐ重要な要因となるという結論に至った。

国税である法人税、税収の変動が期待できない法人住民税と固定資産税、そして目的税であるため地方税収の偏在性の解消にはつながりづらい都市計画税と事業所税は、それぞれここでは扱わないこととする。

法人事業税が税収の偏在性の解消につながる可能性の根拠としては、都道府県税収に占める税額の大きさと、製造業に対する分割基準が従業者数であることが、価値提示で述べた製造業と地方財政の関係性の中で重要であると考えたからだ。また、法人事業税を扱う意義については、地方税収を国際比較したところ、フランス、イギリスでは、このような法人の所得に対する課税は無く、アメリカでは約4%、ドイツでは約11%と、日本に固有に大きい地方税であるということも挙げられる。

そして製造業に対する法人事業税の分割基準に、地方財政税収の偏在性の原因があると考え、次章にてさらに詳しく論じていく。

第3章 法人事業税の分割基準

はじめに

前章で確認した通り、法人事業税の分割基準に、問題意識を置き地域活性化への政策を考えていく。本章では法人事業税の分割基準の中でも、前述の製造業の財政との関係性の無さに関連させ、製造業企業に対する分割基準がいかに適切で無いか、その原因はどこにあるのかを、商業との比較を行い製造業の生産性と、本社と工場との関係の二点から見ていく。

第1節 製造業における従業者あたりの生産性

本節では、法人事業税制度の中でも、製造業企業における分割基準がいかに適していないのかを従業者数と生産性の関係から述べていく。

本節の結論から言うと、製造業という分類にある産業は、生産性が他の産業より良い。これは製造業従事者一人当たりの生産性のことである。というのは、製造業は他産業、特に商業やサービス業といったものに比べて、秘術革新による作業工程の単純化、機械化、現場の工夫などによって同じ生産をするのに必要な従業者は一定ではなく、むしろ常に上昇することが言える。それを商業との比較で表したのが表4、表5である。

表4 「従業者一人当たり生産高(福岡県・2007)」

| | 福岡県 | | |
|--------|------------------|-------------|---------|
| | 実質生産高 (100万円) | 従業員数 (人) | 生産高/従業員 |
| 製造業 | 3,393,095 | 232619 | 14.59 |
| 卸売・小売業 | 3,297,004 | 479210 | 6.88 |

資料：福岡県「ふくおかデータウェブ」を参考に筆者作成

表5 「従業者一人当たり生産高(大分県・2007)」

| | 大分県 | | |
|--------|------------------|-------------|---------|
| | 実質生産高 (100万円) | 従業員数 (人) | 生産高/従業員 |
| 製造業 | 1,474,502 | 75857 | 19.43 |
| 卸売・小売業 | 395,143 | 108406 | 3.64 |

資料：大分県ホームページを参考に筆者作成

これによって、商業との比較で製造業は従業者一人当たりの生産性が優れていることが理解できる。また、データは福岡県と大分県のものを用いているのだが、ここで言えることは、例外はあるものの地域差が少なく全体的に言えることだという分析をしている。

次に、時間の経過とともに生産性が上昇していることが図 5 からわかる。その要因が何であるかは、一概には言えないのだが、機械化等が時間により進むということ等によるものと推測できる。このグラフから私たちが解釈するのは、従業員数が多い事業所が必ずしも多く生産しているとは限らず、つまり従業者数という分割基準は製造業にとって不適切だということである。

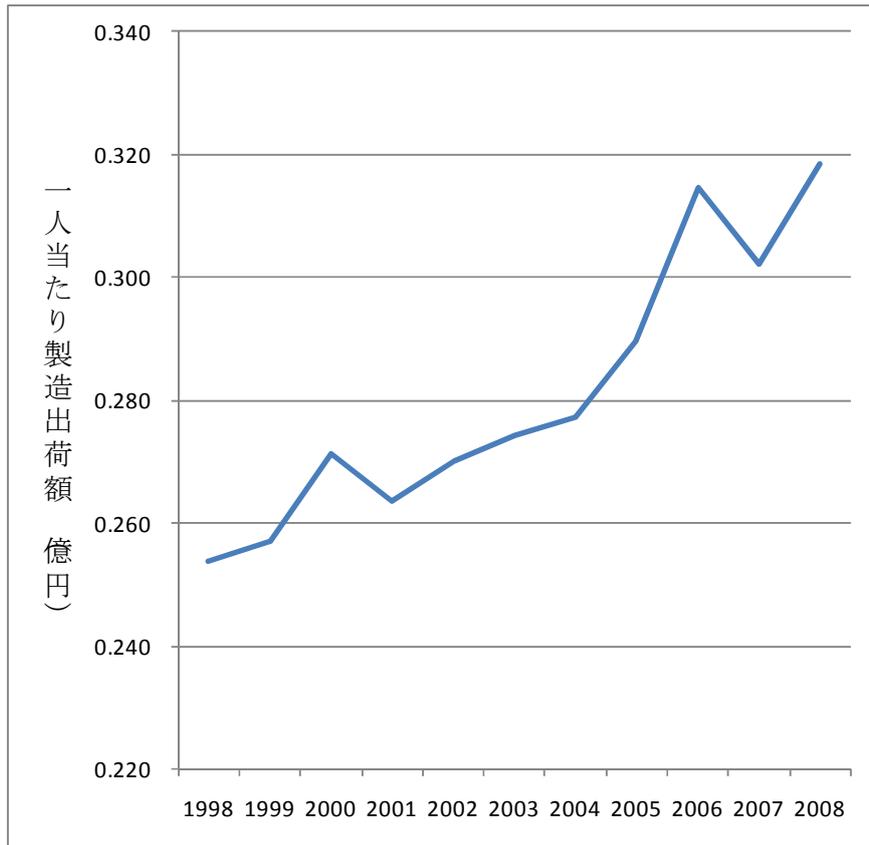


図 5 「一人当たりの製造出荷額の推移（北海道）」

この説では、他産業に対して製造業は生産性に優れているということを、地方財政への影響が強いとして取り上げている。しかしこれは製造業を主要産業としている地域の財源不足を説明することはできるが、製造業を分解して考えてみると、製造業にはまさしく製造業の生産を司る工場、言い換えると生産部門と、本社や支社などの管理部門に分けて考える必要がある。なぜなら現行の従業者数による分割基準では製造部門と管理部門と性質の違いを反映できていないからだ。そしてここでいう生産部門が、これまで製造業として扱ってきた部分の性質を強く持っていると考えられる。そのため次節では管理部門と生産部門に分けて考える。

第2節 本社と工場の関係

本節では製造業の中でも管理部門と生産部門に分けて考察を加える。側面が欠けていては、製造業における最適な分割基準の設定はあり得ないだろう。なぜなら管理と生産の両方の機能があっての製造業であり、お互いの役割が正しく評価され、これもまた地方財政へ反映されなくてはならない要素だと考えるからである。その上で私たちの問題意識としての製造業と地方財政の関係性の中で捉えると、工場の所在する地域の地方財政への税収が少ないという現状は価値提示での分析からわかる。表6が、大手製造業の本社と生産工場の立地である。本社と生産工場の立地と、商業が集中する地域、いわゆる都市と製造業の多い地域の重なりが理解できる。

表6 「本社と工場の分布の一例(2006)」

| No. | 企業名 | 本社 | 生産工場所在地 |
|-----|------|----|-----------------------------------|
| 1 | キャノン | 東京 | 福島、茨城(3)、栃木、神奈川、三重、滋賀(2)、大分(2)、宮崎 |
| 2 | リコー | 東京 | 岩手、宮城(2)、埼玉、神奈川、静岡、福井、愛知、兵庫、鳥取、佐賀 |
| 3 | ニコン | 東京 | 宮城(2)、茨城、栃木(2)、 |
| 4 | テルモ | 東京 | 静岡、山梨(2) |
| 5 | 三共 | 東京 | 神奈川(4)、大阪、栃木、静岡(3)、茨城、北海道 |
| 6 | 花王 | 東京 | 山形、栃木、茨城、東京、神奈川、愛知、和歌山、愛媛 |
| 7 | シャープ | 大阪 | 大阪、広島(2) |

※海外の生産工場は省略

資料：国土交通省国土計画局大都市圏計画課を参考に筆者作成

これを踏まえた上で、法人事業税の分割基準の考察に移る。これまでは製造業とその他の産業の代表としての商業の比較であったが、ここからは製造業の中で、管理部門と製造部門の比較になる。ここで、法人事業税を分割するに当たって、基準として第2章第2項にて述べた法人事業税の目的、応益負担ということを重視する。この税が設立された目的に立ち返り法人事業税の現状を考察することで、あるべき法人事業税制度を考えていく。

管理部門と生産部門の関係の中で、法人事業税の分割基準を考えた結果、得られた問題意識は以下の二つである。一つは生産部門に対する分割基準に従業者数は適切でないということと、もう一つは、そもそも管理部門と生産部門では、適切な分割基準は異なるということである。

一点目に関しては第2節に示した従業者一人当たりの生産が、より大きいものになると予想できる。というのは、作業工程の機械化や単純化と言った特徴は勿論生産段階において生じるものであり、だとすれば生産部門の従業者一人当たりの生産は、製造業全体のそれより大きいものである。

二点目は、管理部門と生産部門の果たすべき役割の違いによる考察である。具体的にいえば、管理部門では企業全体の戦略や、運営、事務作業など、情報处理的役割が果たされ、製造部門では、より純粋に企業の実質的な利益を生むための生産の役割が果たされている。そのような役割分担を製造業の分割基準である従業者数というもので評価するならば、管理部門では作業をする人が重視され、生産部門では、より効率の良い生産を目指して従業者数はむしろ削減されるべき対象である。というのは、管理部門においても情報システムの向上はあり得るが、処理するべき対象が変化するという点で、従業者数は生み出される価値を表していると言える。一方生産部門に関しては機械化と単純化の進行によって従業者数は削減さ

れる。以上の考察から、管理部門と生産部門に同一の分割基準を適用するのは適切でないと判断する。

おわりに

ここまでの、私たちの本稿における問題意識と言える。第 1 章価値提示で確認した、製造業の出荷額と財政の関係性が見られないことの要因は、工場がある都道府県財政への税収が、従業者数基準で分割され決定されていること、そして、それを管理部門と製造部門の関係性の中で捉えた時に、分割基準が同一であることの二点にあるとする。

製造業は、管理部門、生産部門の二つの役割があって成立している産業であり、そもそもその二つの役割に同じ分割基準を適用するのは適切ではない。なぜなら生産部門の従業者一人あたりの生産高は、作業工程の機械化や単純化によって増加する傾向があるからだ。もちろんそうでない製造業もあるものの、製造業という産業分類全体の傾向としては一人当たり生産高は時間や技術革新に比例して増加する。そういった理由から、本章で得られた問題意識のまとめとしては、製造業を一括りとして従業者数という分割基準を適用するのは、地方財政税収の偏在性という点から不適切だということである。

この二点を政策提言に繋げていく。

第4章 政策提言

はじめに

本章ではまず政策提言の狙いで法人事業税の分割はどうあるべきかの価値提示を行った後、問題意識・現状把握で踏まえた内容に対する政策を提言する。その中で政策の内容、効果を確認したのち、最後に政策の課題を確認する。政策提言は製造業の複数事業所企業における法人事業税の分割基準の変更である。

第1節 政策提言の狙い

法人事業税の分割は何を重視し、行われるべきかをここでは検討する。ここで再度法人事業税についての確認を行う。法人事業は税道府県税に当たる地方税で、それぞれの県の財政につながる。法人事業税の定義は「法人が事業を行う際に受ける公共サービスに対する応益負担として納める税金」という事になっており、法人の「所得」に応じて納税額が設定される。そして二つ以上の都道府県に事業所がある法人の場合、法人全体の所得を分割して個々の事業所の納税額を算出する。私たちは製造業に焦点を定めた場合、上でいう「事業」と「所得」はどこに基づくものなのかを検討し、新たな分割基準を検討する必要があると考えた。

製造業の事業というと大きく2つに分けられる。一つが工場など、物の生産を行っている部門。二つがその商品を他の製造業の企業や小売店に売る卸売りの業務を行う部門。ここでは前者を生産部門、後者を管理部門とする。

各都道府県は具体的な分割基準をめぐっては、様々な意見があるが、分割基準を事業活動量、事業活動規模の指標で定めるということでは意見が一致している。東京都税制調査会の平成18年の中間報告によると「法人の事業活動の実態を最もよく表す指標は付加価値」であるとしている。そして付加価値の7割以上を人件費が反映しているとして現在は従業者数が分割基準となっている。しかし私たちは問題意識で述べたとおり、製造業における付加価値は従業者数に依らないという事を、図5で確認した。また生産部門と管理部門を同基準で分割するという点に関しても表4表5から生産部門は一人当たりの付加価値が高いという推測の下、疑問を感じている。

この二点を踏まえ、製造業を一律で従業者数で分割する現行の法人事業税の分割基準を変更する必要があると考える。

第2節 政策提言：法人事業税分割基準の変更

以上第2節政策提言の狙いより次の政策を提言する。

製造業における法人事業税の分割基準の変更:管理部門と生産部門を固定割合で分割し他のち、管理部門は従業者数、生産部門は生産高に応じて分割。

今回は分割基準の変更についての政策であるため、一企業として納税額が変化するということはない。管理部門を従業者数として現行と変わらない基準であるのは、管理部門が商業など他の産業同様、従業者や事業所数に応じた事業規模を持ち、分割基準として有効と考えたからである。しかし管理部門と生産部門を同時に考える現行の分割基準は変更対象としている。そしてあらかじめ管理部門に分割される割合を固定割合とし、その中で分割することで、一定の納税額が生産部門のある県に納税される事を確立させる。現行の分割基準と私たちの政策提言が具体的にどう変化するのかを以下で確認する。

一企業における全従業者数 Z 人に対して生産部門の従業者数割合を $100X\%$ とする。一方管理部門の従業者数割合は $(1-X)100\%$ である。この時 X の範囲は $0 < X < 1$ とする。そして生産部門の従業者数は ZX 人、管理部門従業者数は $Z(1-X)$ 人である。現行の製造業における法人事業税の分割基準は資本金、出資金 1 億円以上の法人は工場従業者数を 1.5 倍するという但し書きがある。そのため今回は①調整が無い場合、と②生産部門の従業者数を 1.5 倍に調整した場合の数値を算出する。

①調整なし：

生産部門従業者数 $= ZX$ 、管理部門従業者数 $= Z(1-X)$ より
一企業における全従業者数に対する生産部門従業者割合 P_1

$$P_1 = ZX / Z \\ = X$$

よって調整なしの場合、

生産部門の立地する地域に分割される一企業の法人事業税の割合は $100X\%$ (i)

管理部門の立地する地域に分割される一企業の法人事業税の割合は $(1-X)100\%$

②生産部門の従業者数 $\times 1.5$ 倍 (資本金、出資金 1 億円以上の法人)：

生産部門従業者数 $= 3/2ZX$ 、管理部門従業者数 $= Z(1-X)$ より
調整後の一企業における全従業者数に対する生産部門従業者割合 P_2

$$P_2 = (3/2ZX) / (3/2ZX + Z - ZX) \\ = 3X / X + 1$$

よって生産部門の従業者数 $\times 1.5$ 倍 (資本金、出資金 1 億円以上の法人) の場合、

生産部門の立地する地域に分割される一企業の法人事業税の割合は $(3X / X + 1)100\%$ (ii)

管理部門の立地する地域に分割される一企業の法人事業税の割合は

$(1 - 3X / X + 1)100\%$

P_1 、 P_2 より導かれた (i) (ii) を $0 < X < 1$ の範囲で動かした際の軌跡が以下の図 6 である。そして図 7 は私たちの提案する分割基準であり、図 6 と同じ横軸、縦軸を設定して比較を行う。ここでは現行の分割基準を分割基準 b、私たちの提案する分割基準を分割基準 a として以下表記する¹。

分割基準 b の問題点として私たちが考える事は 2 点あり、管理部門と生産部門を同一の基準で分割している点と、生産部門の分割基準が従業者数で行われている事であり、第 2 節で確認をした。この 2 点を踏まえ分割基準 a では、まず管理部門と生産者部門を固定割合で分割する。固定割合のため生産部門の従業者数に依らない事から、管理部門と生産部門を分ける図 7 のラインは一定である。都道府県単位で管理部門と生産者部門に分けた状態での法人事業税の納税額が把握できなかったため、具体的な数値で固定割合を提示できないが、本稿では 80%~90% が生産部門の立地する地域に分割されるべきだと仮定している。

¹ Before/After の頭文字

ここで固定割合をこのように定めたのは、一企業における管理部門と生産部門の従業者割合より大企業の傾向として、複数の工場を持つ事から工場従業者数の方が多い場合が多い事を理由とする。そしてそのことから分割基準 b より生産部門の従業者割合をおよそ 70%~90%にとらえた際、生産部門の立地する地区に分割される割合が分価値基準 $b < \text{分割基準 } a$ となる事を目的として仮定した。その固定割合の中で管理部門は図 7 で示すと固定割合のラインの上の範囲で従業者数を基準に分割する。一方生産部門は、工場間で生産高に応じて分割が行われる。

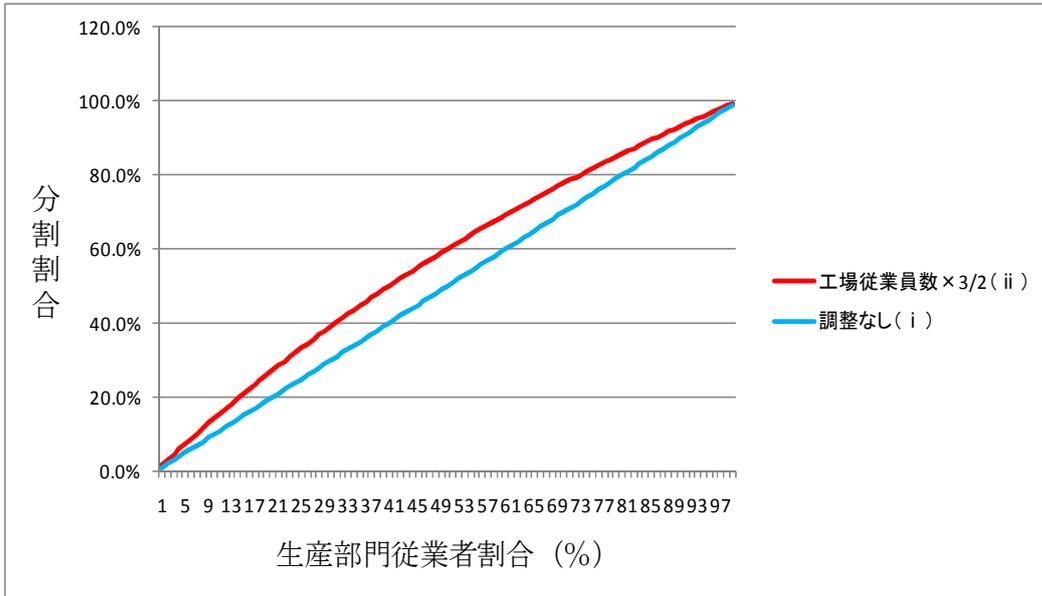


図 6 「一企業における法人事業税の分割割合 (分割基準 b)」



図 7 「一企業における法人事業税の分割割合 (分割基準 a)」

第3節 政策提言の効果

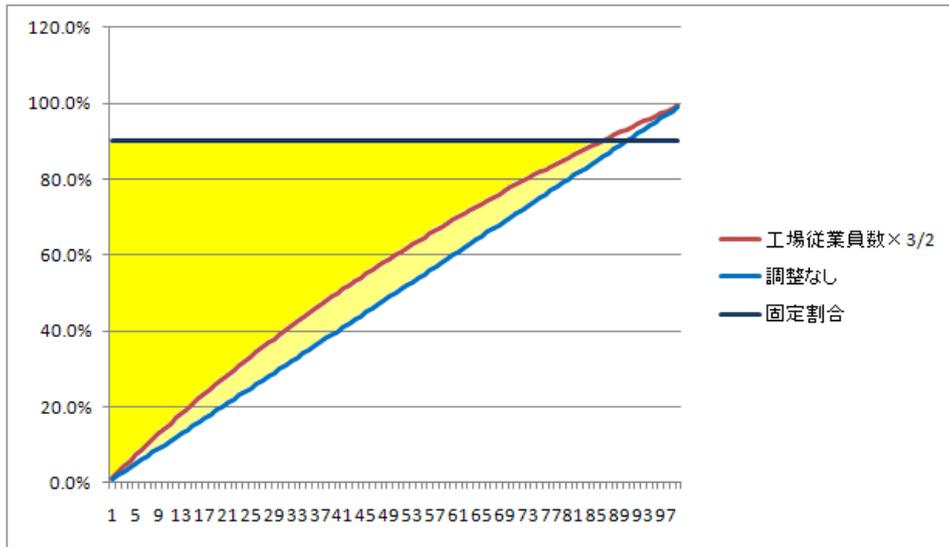


図 8 「一企業における法人事業税の分割割合（分割基準 b と分割基準 a）」

生産部門の従業者数の割合は各企業によって異なるが、全体の平均として図 8 の黄色部分を全国の複数事業所企業の集合と考える。この場合、図 8 の黄色部分が今まで管理部門の立地する地域に納税されていた法人事業税が、政策提言後に生産部門の立地する地域に納税されることになる。現在 29,729 億円¹が全国の法人事業税収である。そのうち現在は暫定的に国税として地方法人特別譲与税が含まため、それを除く 16,793 億円を対象として考える。この時全体の 90%が生産部門に分割されるという固定割合を定めた時

$$16,793 \text{ 億円} \times 0.9 \div 2 = 7,556.85 \text{ 億円}$$

となり、約 7556 億の財政移動が生じる²。同様の計算をすると固定割合を 80%、70%、60%、50%と定めた場合予想される財政移動は以下のとおりである。

- 80% : 6,717.2 億円
- 70% : 5,877.6 億円
- 60% : 5,037.9 億円
- 50% : 4,198.3 億円

地方法人特別譲与税は暫定的であることから、考慮せず計算すると

- 90% : 13,378.1 億円
- 80% : 11,891.6 億円

¹ 総務省『地方税収等の状況』より
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran02.html
² 県内、県外の区別はなし。

70% : 10,405.2 億円

60% : 8,918.7 億円

50% : 7,432.3 億円

このように算出される。

このように法人事業税の分割基準を管理部門と生産部門で分けた後、生産部門を生産高に応じて分割する事で地方税の偏在性の解消になると考えられる。この点を本社と工場の立地状況と一人当たりの製造出荷額の 2 点から考察をする。

第1項 本社と工場の立地状況から

まず地域、都道府県別に本社と工場の立地状況からどの地域により法人事業税の分割の割合が移行するのかをみる。ここでは東京商工リサーチ商品提供データ「事業所情報 DB」(2009)のデータに基づいて分析された『TSR「事業所情報 DB」を活用した全国工場数実態調査～工場進出・受入の“魅力度”ランキング～』¹で用いられている記述やデータを参考にする。

まず地域単位で工場の進出を把握する。本社所在地の地域外に工場を進出している割合は関東地方が 1 万 6926 件で全体の 63.2%を占めている。続いて近畿地方で 5593 件(20.8%)、中部地方は 1991 件 (7.4%)、九州地方 756 件 (2.8%) である。このデータより関東地方から他の地域に工場を進出していることが分かる。北海道、東北地方、中部地方、関東地方は主に東京圏からの工場の展開が多い。また九州地方では佐賀を除く他 6 県では東京からの受け入れが 1 位であり、東京圏に属している事がわかる。ちなみに関東地方の財政力指数の 2007 年における平均は 0.799²であり、比較的財政力は高い。また他の地域においても北陸地方、関西地方、中国地方、四国地方は大阪圏からの進出が多い。

地域外からの工場受け入れ割合も関東地方が 1 万 1264 件 (42.0%) で他の地域に比べ高い工場受け入れ状態にある。続いて中部地方が 3756 件 (14.0%)、近畿地方は 3363 件 (12.5%)、東北地方は 2998 件 (11.1%) という数値になっている。

ここから都道府県単位のデータから本社と工場の立地状況を把握する。本社所在地以外の都道府県外に工場を進出している件数として、東京都が 1 万 3408 件、大阪府が 4180 件、神奈川県が 1528 件、愛知県が 1282 件、埼玉県が 1047 件となっている。これらの 5 都道府県の 2007 年における財政力指数の平均は 0.957 であり、高い財政力指数であることが分かる。本社所在地県外からの工場の受け入れ件数は埼玉県が 3054 件、千葉県が 1917 件、茨城県が 1403 件、兵庫県が 1120 件という数値で関東地方に多く進出がみられる。しかし県外進出では近隣に工場進出している都道府県が圧倒的に多く、その理由が規模的に中小企業が多いことに依ると『TSR「事業所情報 DB」を活用した全国工場数実態調査～工場進出・受入の“魅力度”ランキング～』は記述している。また「大手メーカーが多い関東圏は全国に工場進出する」という記述からも政策提言による分割基準の変更後の法人事業税収が埼玉県、千葉県、茨城県、神奈川県など関東地区のみに集中するというのは考えにくい。

最後に県外進出がその県内に受け入れる工場よりも多い「県外進出超」の都道府県を確認すると、東京、神奈川、愛知、京都、大阪の 5 都府県であり、これらの県の税収が一部減ると推測できる。また一例として福島県の京浜工場地帯は、東京や神奈川からの工場進出が東北地区で圧倒的に高い事から、税収増が期待できる。その他地域も、東京圏や大阪圏からの工場の進出が多い事から増税が期待できる。

¹ 東京商工リサーチ <http://www.tsr-net.co.jp/>

² 総務省統計局(2010)『社会・人口統計体系>社会生活統計指標 都道府県の指標-2010』
<http://www.stat.go.jp/data/ssds/5.htm>

第2項 都道府県別一人当たり製造出荷額から

2点目の視点として一人当たりの製造出荷額から政策提言の効果を検討する。ここでの目的は生産部門の分割基準に従業者数から生産高に変更した際に、税収に変化がみられると思われる都道府県を推測¹するためである。現行は従業者数による分割であったため、一人当たりの製造出荷額が多い地域ほど、税収増が期待できると考える。2008年における一人当たりの製造出荷額のランキング²で1位は山口県、2位は千葉県、3位は大分県、4位は和歌山県、5位は三重県と続いている。山口県は財政力指数が2008年時に0.365で全国26位³である。また大分県は0.296で全国35位。和歌山県は0.281で全国37位である。この事から財政力指数の低い地域の増税も期待できる。ちなみに本社所在地外からの受け入れが1位であった埼玉県は18位である。

第4節 政策提言の課題

最後に政策提言の課題を述べて、本稿を終える。課題としては三点あり、一点は最低水準の引き上げにはならないこと、二点目は政策実施後、経済の変化が起きることを想定していないこと、そして三点目は、現行制度の設定当時の設定者の意図の確認を行っていないことである。

一点目に関して、本社と工場の立地状態と一人当たり製造出荷額のデータから東京、神奈川、愛知、大阪を中心に税収が減り、全国的に税収増になる道府県が多いと考える。今回は現行の税制度として生じていると思われる地方税制の偏在性の解消をすることを目的としていたため、全国の地方財政の格差の是正に関しては大きな目的とはしていなかったが、財政力指数の最低水準の引き上げは達成できないと考えられる。

二点目にある、政策実施後の経済の変化とは、本稿で提案する政策は税制改革であるため実施後には法人事業税の納税義務者すべての経済活動に変化が生じると考えられる。また地方財政の税収が変動することで公共サービスの内容に変化が起きれば、また地域経済の変化があり得る。そのような政策実施後の社会で、私たちの提案する政策が有効かどうかは本稿では確認していない。

三点目の設定者の意図については、現行の法人事業税制度を設定する際に、政策主体である設定者の意図に関する確認は取れず、この政策がその意図に反していた場合に、どのような影響がどのような部分に現れるかの検証は本稿ではできていない。

おわりに

第4章において製造業の法人事業税の分割基準の変更を提言した。私たちの政策提言は、法人事業税は所得に課されるものである点、事業を行う際の応益負担であるという点を重視し、生産部門の立地する地域においてその成長が地方財政に繋がるべきだと考えた。そこで政策提言として製造業における法人事業税の分割基準の変更を提案した。その中でのポイント

¹ ここで用いるデータは製造業における全従業者を対象とし、複数の事業所を持つ企業以外の企業も含むため、推測に留まる。

² <http://www.tonashiba.com/ranking/>

³ <http://www.tonashiba.com/ranking/>

トは管理部門と生産部門を別に捉えたうえで、異なる分割基準を設定した。生産部門では従業者数ではなく、生産高に応じた分割を行う。

政策提言の効果として本社と工場の立地関係を把握した結果、全国的に増税が期待できる。一方東京圏や大阪圏など本社の集積する地区や「工場進出超」の地域の減税が予想される。また今まで従業者数で分割されていたことから、その点に注目して増税になると期待される地域を推測した。ここで用いたデータは一人当たりの製造出荷額であり、1位は山口県、2位は千葉県、3位は大分県、4位は和歌山県、5位は三重県と比較的財政力指数の低い県も多く含まれており、地方財政格差の是正につながると言える。しかし今回の目的ではないが、地方財政の偏在性の格差是正の一部に過ぎず、財政力の最低水準の底上げは難しいと考える。また政策提言後の変化した社会による新たな結果や政治的意図を踏まえていない点が課題と言える。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

- ・大塚章弘(2010)「産業集積の経済効果(1)～産業集積とは何か～」『エネルギー地域経済レポート No.431』
- ・大塚章弘(2010)「産業集積の経済効果(2)～全国および中国地域の視点から～」『エネルギー地域経済レポート No.432』
- ・株式会社日本総合研究所 調査部 関西経済研究センター(2008)「本社だけでなく支社の影響も大きい地域経済・地方財政～雇用や生産へ貢献を生かし、増税手段への利用は慎重に～」『JRI news release』 2008年7月11日号
- ・熊倉正修(2010)「経済発展と産業空洞化」『入門科目・世界経済の論点(講義資料)』
- ・園部哲史・大塚啓二郎(2004)『産業発展のルーツと戦略－日中台の経験に学ぶ－』知泉書館
- ・広実孝(2004)「中国地域の製造業における企業の海外進出と産業空洞化」『経済研究センター Monthly Report』

《参考文献》

- ・根元重行(2004)『新取引制度の構築：流通と営業の革新』白桃書房
- ・森靖男(2004)『中小企業が日本経済を救う』大月書店

《データ出典》

- ・大分県ホームページ『大分県の統計』<http://www.pref.oita.jp/site/toukei/>
(最終アクセス日時：2010/11/09)
- ・国税庁『税法入門』<http://www.nta.go.jp/ntc/kouhon/nyuumon/mokuji.htm>
(最終アクセス日時：2010/11/10)
- ・国土交通省国土計画局大都市圏計画課『活力エンジンの形成－参考資料－』
http://www.mlit.go.jp/singikai/kokudosin/daitoshiken/6/03_2.pdf#search
(最終アクセス日時：2010/11/09)
- ・自治体ランキング(2010)『平成20年度財政力指数ランキング』
<http://www.hana-pun.com/ranking/index.html> (最終アクセス日時：2010/10/21)
- ・総務省『決算カード』<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>
(最終アクセス日時：2010/11/06)
- ・総務省『地方税収等の状況』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran02.html
(最終アクセス日時：2010/11/10)
- ・総務省『平成22年度版地方財政白書』
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/22data/mokuji.html
(最終アクセス日時：2010/11/10)
- ・総務省統計局(2010)『社会・人口統計体系>社会生活統計指標 一都道府県の指標・2010』
<http://www.stat.go.jp/data/ssds/5.htm> (最終アクセス日時：2010/10/21)
- ・東京商工リサーチ『T S R「事業所情報DB」を活用した全国工場数実態調査～工場進出・受入の“魅力度”ランキング～』<http://www.tsr-net.co.jp/> (最終アクセス日：2010/11/10)
- ・中国電力(2010)『エネルギー総合研究所』<http://www.energia.co.jp/eneso/tech/index.html>
(最終アクセス日時：2010/10/21)

- ・福岡県『ふくおかデータウェブ』<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/index.html>
(最終アクセス日時：2010/11/09)